

# 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)

## 概要

○生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)を2010年10月に愛知県名古屋市で開催。

○生物多様性保全と持続可能な利用についての2011年以降の世界目標を定める重要な会議。約180ヶ国、1万3千人以上の人々が参加。

○ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分※)に関する国際的枠組みの構築も主要議題の1つ。

※資源提供国(主に途上国)の遺伝資源を利用して資源利用国(主に先進国)が利益を得る場合にその利益の一部を資源提供国に配分するもの



## 主な成果

○**松本環境大臣が議長を務め**、菅総理、伴野外務副大臣、近藤環境副大臣等が出席。日本は議長国として議論をリードし、困難な課題の合意に向けて尽力。

○その結果、中長期目標(2050年)、短期目標(2020年)、20の個別目標から成る世界の生物多様性に関する新たな世界目標である「**愛知目標**」に合意。

○ABSについては、先進国・途上国の激しい意見対立の中、議長提案を提出し、この提案を元に各国の対立を乗り越え、「**名古屋議定書**」として合意。

○遺伝子組換え生物の損害責任と救済を規定した「**名古屋・クアラルンプール補足議定書**」に合意。

○日本が提案した、「**国連生物多様性の10年**」の決議勧告や、二次的自然環境の保全と持続可能な利用を進める「**SATOYAMAイニシアティブ**」に合意。

# 1. 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を受けた施策の推進状況について

## （1）COP10を踏まえた今後の対応（国内対応）

### ① 「生物多様性国家戦略」の改定と地域戦略の策定促進

- ・ 締約国は愛知目標を踏まえた国家戦略の改定が求められている。我が国では来年10月のCOP11（於インド）までの改定を目指す。
- ・ 本年7月より、今後の人と自然との共生のあり方について幅広く意見を伺うことを目的とした、有識者による懇談会を開始。懇談会の結果については国家戦略の改定にも反映。
- ・ 本年9月より、国家戦略の改定を多様な主体の参加を得て行っていくため、全国8箇所で生物多様性地方座談会を開催予定。
- ・ 生物多様性地域戦略については22地方公共団体で策定済み。環境省では「地域生物多様性保全活動支援事業」等を通じて策定を支援。

### ② 保護区域（海洋を含む）の拡充

- ・ 生物多様性保全等の観点から重要な地域を全国レベルで調査し、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張等を進める。
- ・ 本年3月、海洋の生物多様性の保全を総合的に推進することを目的とした「海洋生物多様性保全戦略」を策定。これを受けて、重要海域を抽出するとともに、海洋保護区のネットワーク形成を目指す。

### ③ ABSの国内制度の整備

- ・ 本年5月11日、我が国はABS名古屋議定書に署名。同議定書の締結に向け、関係省とともに国内制度を検討中。

### ④ 各主体の取組促進

- ・ 本年10月1日、生物多様性保全活動促進法が施行予定。
- ・ 本年9月1日、自治体、経済界、NGOなど主要なセクターによる「国連生物多様性の10年日本委員会」を設立。愛知目標達成に向け、各セクターによる取組やセクター間の連携を促進する。
- ・ 昨年のCOP10期間中に、経済界主導で開始された「生物多様性民間参画イニシアティブ」を支援する。

## (2) COP10を踏まえた今後の対応（国際貢献）

### ① 基金設置による途上国支援

- ・愛知目標の達成のため、条約事務局に「生物多様性日本基金」（平成22年度より毎年10億円を拠出予定）を創設。同基金を通じて国家戦略策定・改定支援や人材育成等効果的な途上国支援を実施。
- ・本年3月、ABS名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施を支援するため、名古屋議定書実施基金を世界銀行に設置。地球環境ファシリテーター（GEF）が運営。我が国も10億円を拠出。

### ② SATOYAMAイニシアティブ

- ・COP10で「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」（IPSI）を発足。本年3月、第1回定例会合を愛知県において開催。現在91団体が加入。事務局は国連大学高等研究所。
- ・IPSIに参加する各国・各国際機関等と連携しながら、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進。
- ・具体的には、事例の収集・分析・情報共有・研究の推進を含め、途上国の自発的な取組を支援。

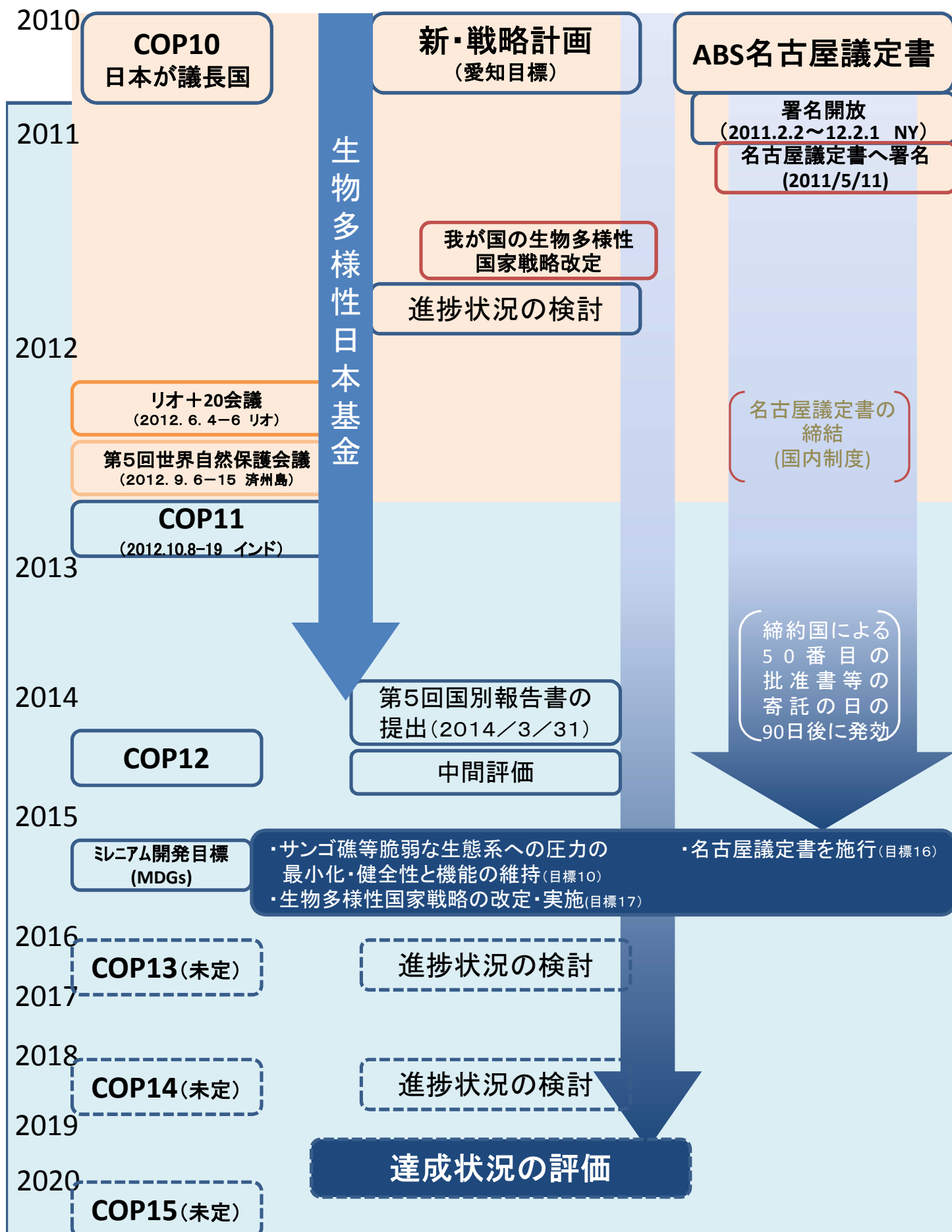
### ③ IPBES（生物多様性版IPCC）

- ・昨年6月、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）設立方針が基本合意。その後の国連総会や国連環境計画（UNEP）管理理事会での決議を踏まえ、本年10月、組織の具体的内容を協議する第1回総会が、ナイロビで開催予定。
- ・我が国は設立に向けて積極的に参画し、特にアジア太平洋地域におけるIPBESの活動を主体的に担う考え。本年7月、IPBESにおける科学的評価に関する国際ワークショップを東京にて開催。

### ④ 生物多様性の経済評価

- ・COP10において、経済学的な観点での生物多様性の喪失に関する世界レベルの研究成果を取りまとめた「TEEB（生態系と生物多様性の経済学）」プロジェクトの最終報告が発表。
- ・これを受けて世界銀行が新たに発足させた「生態系価値評価パートナーシップ」に我が国も参加。生物多様性の価値評価やその価値の国家勘定への組み入れに関する試行等の取組を進める。

# 生物多様性の10年イメージ



# 生物多様性保全活動促進法

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)

(施行期日) 平成23年10月1日

## 趣旨・背景

- ◆ 生物多様性が深刻な危機に直面 ……里地里山の手入れ不足
- ◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要
- ◆ 社会的要請の拡大 ……生物多様性基本法の制定、COP10の開催



シカによる樹木の採食

## 地域における多様な主体の有機的な連携による 保全活動を促進する制度の構築が必要

## 制度の概要

- ◆ 基本方針の策定 ……環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による策定
- ◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み
  - ・市町村による地域連携保全活動計画の作成 (NPO法人等による計画の提案)
  - ・計画の作成や実施に係る連絡調整のための協議会の設置
  - ・計画に基づいた活動に対する自然公園法、森林法、都市緑地法等の特例措置
- ◆ 関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間のマッチングのための体制の整備
  - ・地方公共団体による関係者間の連携・協力のあっせん、情報提供を行う拠点の整備
- ◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助



里山における竹林の伐採



希少種の餌場となる水辺の整備

# 新「三陸復興国立公園(仮称)」を軸にした地域の復興

## 【背景】

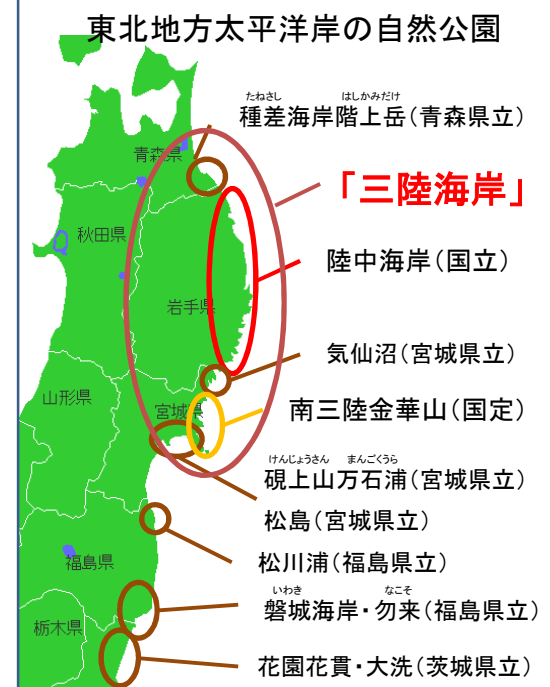
### ■ 三陸海岸の自然環境

- ・傑出した自然景観、海岸美、特徴的な地質
- ・渡り鳥等の野生生物の重要生息地
- ・東北地方太平洋岸には多くの自然公園が指定
- ・多くの観光客が訪れる(国立・国定:約909万人(H19))
- ・津波被害のおきやすい地形

### ■ 過去繰り返されてきた津波災害

### ■ 国内有数の水産業

- ・世界三大漁場
- ・地域の基幹産業である水産業



## ■ 復興に向けた具体的取組

1. 水産振興に役立つ里地・里海型の  
新「三陸復興国立公園(仮称)」への再編成
2. 長距離歩道と復興のシンボルともなる森づくり
3. 被災を記録・継承するための学びの場とモニタリング

## ■ 新たな公園づくりのポイント

【従来のテーマ】: 三陸海岸の地形・地質、海岸美、野生生物

【新規のテーマ】

- 生物多様性と森・里・海のつながり
- 農林漁業との連携と地域との協働
- 防災との連携と津波経験の継承
- 世界ジオパーク
- 観光振興、エコツーリズム、地元雇用

水産業・防災と連携した  
自然公園等による復興への貢献

## 【参考:これまでの取り組み】

- 陸中海岸国立公園の拡張と名称変更  
・国立・国定公園総点検事業  
(H22.10月、環境省公表)  
・地元からも要望あり  
・H24年度中の指定を目指していた
- いわて三陸ジオパーク  
・岩手県が推進協議会をH23.2月設置  
・H24に日本、H27に世界ジオパーク  
登録を目指していた
- 漁業と連携したエコツアー  
・田野畑村を中心に推進されてきた
- 長距離歩道の整備  
・岩手県がH22より整備に向けて検討

# 生物多様性と森・里・海のつながり

～「森は海の恋人」活動をモデルとして～

## <森と海のつながり = 森は海の恋人>

- ・森づくりにより、**豊かな森**を形成
- ・河川・里を通じて、栄養分が海に流れる
- ・栄養分をもとにプランクトン、藻場が生育
- ・魚類が増殖し、**豊かな海**を形成

